

議案第19号

逗子市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部改正
について

逗子市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部を次のよ
うに改正する。

平成27年 2 月 25 日 提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部を改
正する条例

逗子市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例（平成24年逗子
市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「法第 8 条の 2 第17項」を「法第 8 条の 2 第15項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第 4 号）が公布
され、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密
着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正
されたことに伴い、改正の要あるため提案する。